

統計法施行令の一部を改正する政令案、全国物価統計調査規則を廃止する省令案 並びに基幹統計の指定の変更及び解除に係る告示案の概要について

1. 統計法施行令の改正の概要

統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）第 1 条に定める、公的統計の作成主体となる法人に、原子力損害賠償支援機構を追加します（第一条関係）。

国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計（小売物価統計）に国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計（全国物価統計）を統合するに当たり、統計法施行令の別表に掲げる地方公共団体の長の行う事務の改正を行います（別表第一及び別表第二関係）。

2. 全国物価統計調査規則の廃止の概要

全国物価統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の規定に基づく基幹統計調査として、全国物価統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 33 号）の定めるところにより、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う事業所を調査し、地域別、事業所の形態別等の物価に関する基礎資料を得ることを目的とし実施するものです。

これまで、本調査は 5 年ごとに実施され、物価の構造について把握してきましたが、近年、消費・流通構造の変化が加速する中で、5 年周期の統計では物価の構造分析に関する要望・ニーズに十分に答えることが困難な状況となってきたこと等を踏まえ、本調査を発展的に見直し、本調査で把握する調査内容を小売物価統計調査（基幹統計調査）に取り込み、本調査を中止することとします。

本件は、この中止に伴い、全国物価統計調査規則の廃止するために、必要となる省令を定めるものです。

3. 公示の概要

全国物価統計は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項第 3 号の規定に基づく基幹統計として、国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について、地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的として実施されてきました。

この度、全国物価統計を小売物価統計に統合するに当たり、統計法第 7 条第 1 項の規定に基づいて基幹統計に指定されている小売物価統計の作成目的に地域別、事業所の形態別等の物価についても明らかにすることを追加するとともに、同様に基幹統計に指定されている全国物価統計について、その指定を解除するものです。

本告示は、以上について統計法第 7 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定に基づいて公示するものです。